

手話言語条例を可決

全ての町民が共に生きる地域社会の実現へ向けて

提案理由

手話に関する基本理念を条例で定め、町民の手話への理解と普及を図るため。

条文（一部抜粋）

（目的）

第1条 この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話に関する基本理念を定め、町の責務並びに町民及び事業者の役割等を明らかにすることにより、町民の手話への理解及び手話の普及の促進を図るとともに、手話の使いやすい環境を構築することで、全ての町民が共に生きる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第2条 ろう者とうろう者以外の者が、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生することを基本として、ろう者の意思疎通を行う権利を尊重し、手話の普及を図るものとする。（全12条）

本会議質疑

問 第6条に、事業者はろう者が働きやすい環境の整備などに努めるとあるが、事業者への周知は。

答 ホームページや広報などへ掲載、商工会を通じてチラシなどの配布、商工会未加入の事業所については検討中。

問 第8条に町民が手話を学ぶ機会の確保、第9条に学校教育における手話の理解と普及とあるが、具体的な実施は。

答 町民には、社会福祉協議会に委託して講座を実施。今後は参加者増を考えた。また学校では、各校とも年2回の学習を実施。今後も継続予定。

問 県の条例と比べて簡略し過ぎているか。

答 県の条例と比べて簡略し過ぎているか。

答 まずは手話に関する基本理念を条例で定め、細部については今後、検討協議したい。

問 パブリックコメントについて、今回の件数と検討期間は。

答 今回は0件。意見があれば11月中旬から半月ほどの検討期間があった。

問 第10条で、災害時において、ろう者に情報の取得や支援に必要な措置を講ずるよう努めるとあるが、具体的には。

答 この条例をもとにこれから進める。

問 第11条で、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるとあるが、令和2年度の予算には何か考えているか。

答 可決後に担当課と協議。

賛成討論

この条例はろう者の皆様の人権を尊重し、日常生活や社会生活を安心して送れることを目指しており、制定されることは全ての関係者の悲願です。関係各位の協力により、ようやくここまで来ることができました。この条例の制定によって聴覚障害者のみならず全ての障害者が、差別なく自由に暮らせる世の中、互いに共存共栄ができる社会になることを望みます。

全議員の賛同を願い、賛成します。



いわさきのぶゆき 岩崎 信幸 議員



社会福祉協議会で行われている手話講座

「吉岡町ろう者の会」



さいとう まさつぐ 佐藤 政次さん (上野田)

手話言語条例が可決されましたこと、尽力をいただき感謝申し上げます。これからは手話を広げるため、皆と一緒に頑張りたいと思います。

関連記事↓6ページ

令和2年度に向けた 条例などの整備

**組織機構改革に伴う関係
条例の整備に関する条例**

令和2年度に向けて

平成19年4月の機構改革以来の、役場全体にわたる機構改革を実施します。吉岡町を含め自治体を取り巻く現状と、今後を見据えたなかでの再編です。町長部局の課は6から9課に再編。室制度は18室から20室に再編、組織体制の強化を目的に、係制を設け42係を想定。

問 新体制の中、今後の業務のあり方と自分の立場に対する意識を植え付ける策は。
答 余念なきよう準備を進める。

※1 会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する条例

地方公務員法と地方自

治法の改正に伴い、規定の整備をするものです。

一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例

専門的な知識経験を有する人を期間を限って、職員として採用することができるとするものです。

関連記事↓6ページ

問 現在、該当する職員はいるのか、また、想定される職種は。

答 該当する職員はいない。制度的には、大規模災害が発生し、職員が欠けた場合と、IT関連の業務や資格が必要な職種などを想定している。

地区計画区域内における建築物の制限に関する条例

現在、駒寄スマートIC東側で進めていた用途地域の指定に合わせて地区計画を定めるものです。建築基準法の制限を定めることで、健全な都市機能と都市環境を確保します。

下水道事業の設置等に関する条例

公共下水道事業および農業集落排水事業に、**※2** 地方公営企業法の財務規定などを適用するものです。



4月の組織機構改革により9課に再編される

三三解説

※1 会計年度任用職員

臨時・非常勤職員制度の抜本的な見直しが行われ、適正な任用・勤務条件などを確保するための新制度で1年度ごとに任用するもの。

※2 地方公営企業法の財務規定などの適用

下水道事業で健全性・透明性の向上を図るため、下水道事業と同じ企業会計に移行する。

12月議会 各会計別補正予算の状況

(万円未満は四捨五入)

会計名		補正額	補正後の予算額
一般会計		1億1488万円	81億9230万円
特別会計	公共下水道事業	51万円	4億9757万円
	国民健康保険事業	3万円	18億3664万円
	農業集落排水事業	10万円	1億8725万円
	介護保険事業	△110万円	14億8869万円
	後期高齢者医療事業	1417万円	2億460万円
企業会計	水道事業	39万円	4億1110万円
	収益的収支	39万円	4億1110万円
	資本的収支	△25万円	2億6470万円